

○芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月1日条例第29号

改正

令和6年12月4日条例第36号

芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無

(9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、芽室町情報公開条例（平成10年芽室町条例第48号）第9条第2項第5号に掲げる情報とする。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第6条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条及び第84条の規定の適用については、第83条中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、第84条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年芽室町条例29号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、公立芽室病院における診療録等の開示請求に係る手数料は、芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年芽室町条例第15号）で別に定める。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第9条 実施機関が訂正決定等をする場合における法第94条及び第95条の規定の適用については、第94条中「30日以内」とあるのは「21日以内」とし、第95条中「同条第1項」とあるのは「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年芽室町条例第29号）第9条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手続)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第11条 実施機関が利用停止決定等をする場合における法第102条及び第103条の規定の適用については、第102条中「30日以内」とあるのは「21日以内」とし、第103条中「同条第1項」とあるのは「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年芽室町条例第29号）第11条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(個人情報保護審査会への諮問)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、芽室町個人情報保護審査会条例（令和4年芽室町条例30号）第2条に規定する芽室町個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(制度の運用状況の公表)

第13条 町長は、毎年度の実施機関における法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(実施機関への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(芽室町個人情報保護条例の廃止)

第2条 芽室町個人情報保護条例（平成10年芽室町条例第49号）は、廃止する。

(芽室町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の芽室町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事する職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の旧個人情報の取扱いに従事する職員であった者に係る旧条例第12条の2第2項の規定によるその業務に関し知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関し知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない業務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第23条、第24条又は第28条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索できるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧

実施機関が保有していた個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例の一部改正）

第4条 芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例（平成21年芽室町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（令和6年12月4日条例第36号）

（施行期日）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とし、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定

められている犯罪についてされた起訴とみなす。